

建築協定だより

第 11 号 1989 年 9 月

編集・発行 横浜市建築協定連絡協議会
横浜市中区港町 1-1
横浜市建築局企画指導課内
電話 045 (671) 2932・2933

市政100周年・開港130周年記念表彰を受ける



横浜市政 100 周年・開港 130 周年記念式典が、6 月 2 日、新装なった横浜アリーナで開催され、当建築協定連絡協議会は市政功労者として表彰を受けました。当日、協議会からは、竹内会長が出席しました。

この表彰は、市政 100 周年・開港 130 周年を記念して、多年にわたり横浜市の発展に尽力された方々の功績をたたえる為に行われたもので、個人の部 852 人、団体の部 179

団体、物故者 120 人が表彰されました。

式典では、市内在住の外国人の方々がそれぞれの国旗をもって入場したり細錦市長が船長の格好で登場したりといった演出もされていました。表彰のはか贈り物も行われ、最後に、次代の子供達に引き継ぐべき横浜をつくって行くという「子供達へ送るメッセージ」を市長が述べました。

◆ 記念式典に出席して 会長 竹内 良夫

横浜市建築協定連絡協議会は、「建築協定制度の普及等を推進し、その良好な住環境の維持、増進に努め、本市の街づくりに寄与した。」として記念式典で表彰され、私

は協議会の代表としてこの式典に出席する榮誉に浴しました。表彰団体の中には、市民の水源を守る市町村、市民の森愛護会、国際交流団体、福祉ボランティア団体、教育法人、防水・防災団体や市民生活を支える商店街などがありました。建築や住宅関係で選ばれたのは、建築協定連絡協議会だけでした。昭和 59 年に発足し、歴史が長いとは言えない当協議会が表彰を受けたのは、その活動が高く評価されたためでしょう。

住環境の保全が 21 世紀に向かう横浜市にとって重要な課題ではあるし、市民生活にとって良好な住環境が求められるだけに、表彰を受けたことは大変感激でしたが、その責任の重さを痛感しました。

第6回総会、ブロック別懇談会開催

建築協定連絡協議会の第 6 回総会が、5 月 27 日（土）、同じく同様、横浜駅東口のジャストホールで開かれました。

今回の特色は、議事終了後に行われたブロック別懇談会だと言えるでしょう。

総会の出席者は、協定地区から 67 人、協定地区外から 1 人のほか、横浜市まちづくりコンサルタント、横浜市建築局など 100 人余りで会場はほぼ満席となりました。地区数としては 59 地区で、有効地区数の 196 に対しては 30 %、運営委員会等がある地区 141 に対しては 42 % の参加率でした。

午後 1 時半、大上幹事の司会で開会し、竹内会長、横浜市の若菜建築指導部長の挨拶の後、議事に入りました。

まず、南企画指導課長が事務局として事務報告を行いました（6 面に開連記事）。次に、鈴木副会長から総会終了後、ブロック別懇談会を行いました。これは、建築協定地区相互の地域的な交流の場をもち、情報交換・意見交換を通して建築協定の適切な運用を図るために企画したものでした。これまで、緑区と港南区で別懇談会を開催していましたが、一区では協定の数が少なく開催できない区もあること、総会の場では地区間上の交流が難しいことから、総会に合わせて、地域的なブロックに分けて懇談会を行うことにしました。協定地区からの総会出席者 68 人のうち 58 人が出席し、85 % という高い出席率となりました。総会の終了が遅れたため、時間の余裕がありませんでしたが、事務局の心配をよそに、各ブロックともそれぞれのテーマで活発な話し合いが行われ、良い企画だと声をいただきました。

取り組みや協定地区見学会の実施などこの 1 年間の活動についての報告と本年度の活動方針として、①総化問題への取り組み、②協定地区見学会の実施、③運営委員会の手引きの作成が提案され、了承されました（3 面に開連記事）。引き続き質疑応答を行い、事前に受けた質問とその場で出された質問について回答されました（3 面に開連記事）。この後、東京農業大学教授の進士五十八さんによる「緑とまちづくり」と題する講演が行われ、緑について、自然生態性、社会性などの観点からお話がありました。21 世紀の庭園は生ゴミを埋めて土に戻すエコロジカルな庭園だという自ら実践している主張などユニークなお話しがうかがえました。

総会は 3 時半終了を予定していましたが、実際には 4 時近くの終了となりました。

総会終了後、ブロック別懇談会を行いました。これは、建築協定地区相互の地域的な交流の場をもち、情報交換・意見交換を通して建築協定の適切な運用を図るために企画したものでした。これまで、緑区と港南区で別懇談会を開催していましたが、一区では協定の数が少なく開催できない区もあること、総会の場では地区間上の交流が難しいことから、総会に合わせて、地域的なブロックに分けて懇談会を行うことにしました。協定地区からの総会出席者 68 人のうち 58 人が出席し、85 % という高い出席率となりました。総会の終了が遅れたため、時間の余裕がありませんでしたが、事務局の心配をよそに、各ブロックともそれぞれのテーマで活発な話し合いが行われ、良い企画だと声をいただきました。

建築協定バス見学会参加者募集！

《建築協定地区の見学会に参加しませんか？》

昨年に引き続いて、今年も見学会を開催します。

今回は港南区、金沢区の協定地区を回ります。協定地区を見て歩き、地元の運営委員長の話を聞きます。昨年の参加者のご意見により、今回は皆さんとの地区の運営に役立ちそうな地区を選ぶとともに、地区数を減らしてじっくり見学していただきます。

また、金沢の工業系の建築協定地区を 7 月に開通して間もない新交通、金沢シーサイドラインから展望します。

参加費は無料、昼食付。説明会を含む。

《見学会の日時・集合場所》

平成元年 10 月 21 日（土）10 時～15 時（予定）

集合場所：JR 根岸線港南台駅前

《見学地区》

1. 日の峰地区建築協定地区
2. 能見台 1 丁目建築協定地区
3. 西武金沢文庫第 2 次建築協定地区
4. 金沢工業団地建築協定地区

《参加資格》

建築協定地区に住む人、建築協定を締結しようとする地区の人

《申し込み方法》

横浜市建築局企画指導課に電話で申し込んでください。先着 30 名までとなります。

参加申し込み者には、詳細を追ってお知らせします。

☎ 671-2932, 2933 : 谷垣、鷲森、金丸

ブロック別懇談会

総会終了後の懇談会は次のとおり4つのブロック別に行われました。

『A ブロック懇談会』

A ブロックの懇談会は緑区と瀬谷区の組合せでしたが、瀬谷区からの参加者が無かったため、緑区単独の懇談会となりました。緑区では一昨年の2月にも区懇談会を開催しているので、実質的には2度目となります。

出席者数は地元15名、行政3名の18名で、山内幹事さん（美しが丘中部自治会）の司会のもとに話し合いが進められました。

話し合われた内容は大別して3つ。まず問題となったのは組織運営問題で、最近運営委員会結成のために総会を開催したK地区より次のような指摘と問題提起がなされました。
 ①協定締結時から時間が経っているので権利者の移動も多く、総会開催に当っての協定者の正確な把握が難しい。
 ②不動産業者などが複数区画の宅地を持っている場合、譲渡権も複数となるのか。
 ③協定書には運営委員会の選出方法が規定されていないのでとりあえず過半数でやったが、どうか。
 ④権利者ではない奥さんの場合、その議決権の扱いはどうしているか。

こうした問題に関し、それぞれ各地区的運営の実情が紹介されましたが、協定運営に女性が大きな役割を果している実態を反映して、「権利者でない奥さん」の扱いについて議論が集まり、大体次のような考えが共通の見解となりました。

権利者でない場合でも旦那さん（権利者）の代理人とみなして奥さんの譲渡権や運営委員会への参加は有効と考える。ただし、運営委員会の役員の名目はきちんと権利者にしておくべきである。運営委員長は必ず権利者が務めるべきである。

運営上の問題では、その外に会費の話が出されました。会費は、毎年集めている地区、基金として一度だけ集めた地区、自治会の援助で運営している地区、全く集めていない地区と、各地区各様というのが実情のようです。

次に最近の動向を反映して、二世帯同居住宅が話題となりました。玄関二つが可能かどうかという問い合わせが特に住宅メーカーから増えている。玄関一つで手続きを取り、後から二つにしてしまうという事例もある。玄関二つを認めたら実質的なアパート化のおそれがあるなどの問題点があげられました。

更に話題は違反建築に進み、行政の違反に対する対応や建築確認の面と異なる建物を建てた場合の扱いなどについての質問、違反建築には水道を引かないなどの対応ができないのかといった強い意見も出されました。

時間不足で話し足りないと感じました。前回に比較し、地区同士のやりとりが活発に行われ、懇談会の本末の姿に近いものになったのではないかと思われます。

内容的には、協定を実情に即しつかう民主的に運営するノウハウを整理、蓄積しておく必要性を感じさせられた懇談会でした。

『B ブロック懇談会』

B ブロックの懇談会には、総会に出席した戸塚区及び栄区の17地区25人の参加者の中13地区20人（内女性3名）と、区建築課長、係長及び事務局2名が出席しました。

まず最初に、司会者徳原幹事（戸塚区鳥が丘）から挨拶と開催の趣旨説明があり、各出席者の自己紹介に続いて、意見交換が始まりました。

最初に、地域問題として、住宅地（協定区域）周辺に

崖地を開発するマンション建設の計画が持ち上がっている地区より、「地元としては現状の崖地の緑地保存を図っていかないと考えているが、どのような対応をしたらよいだろうか。」との相談が投げかけられました。

昨今の地価高騰の影響もあって、斜面地開発が増加の傾向にある折から、斜面地開発をめぐるトラブルの実態の紹介は参加者の関心を呼び、多くの参加者から、行政に対して、斜面地の買取り、条例による建築制限、緑地の保全指導、建築協定による規制等積極的な対策を望む意見・要望が出されました。

建築主の権利と周辺環境の調和をとりながら、斜面地の緑地保全をいかに図っていくか、今後の検討課題であると感じさせられました。

また、協定委員会の新たな役員になられた方から緑化協定に関する質問もありました。

次に工業団地の協定の建築制限に関する質疑が行われました。次回は、工業系の協定地の懇談会を検討する必要があるのではないかでしょうか。（現在は市内で8地区あり）

そのほか、戸建住宅地にある遊水池用地の建築計画に関する質問もありました。

このように、出席者の多くの皆さんから発言がなされ、環境保全に対する熱意の高さが感じられる懇談会となりました。

限られた時間ではありますが、初めて会った方々が多い中で大変有意義な懇談がなされたと思います。



『C ブロック懇談会』

C ブロックでは、金沢区、港南区、磯子区の協定地区より総会に出席した14地区15人のうち12地区13人と4区の建築課長、幹事会からは鈴木副会長と小林幹事、事務局2人が出席し、総勢19人の懇談会となりました。司会は小林幹事（日の峰地区）が務めました。

「お菓子を食べながら気軽に意見の交換を」という司会者の言葉にもかかわらず始めはすぐには発言が出ませんでしたが、昨年9月に協定を締結した磯子区Y地区の運営委員長さんが口火を切り、まず区役所（建築課）との連携のあり方について話し合われました。

「小さい増改築の場合でも区役所に申請があった時には一貫運営委員会に連絡してもらいたい。」という行政への要望をめぐって、まず、鈴木副会長が一般的な行政と運営委員会との関係について、運営委員会からの申し入れがなされている場合を除いて、違反等の問題がある物件以外は、通常行政側は地元に連絡はしていないことを紹介し、問題は申し入れの仕方にあると発言されました。

これを受けて、港南区の建築課長からは、「協定区域内に確認申請が出ると運営委員会に行くよう指導している。」、金沢区の建築課長からは、「K地区の場合、地元からの要請にもとづき、確認通知書を交付する際運営委員会の作った建築主でのお願い文をはさみ込んでいる。」と区での実際の対応について報告がなされました。金沢区K地区

でのやり方については参加者の関心を呼んだようです。

次いで区との連携に関する、協定区域の穴抜けなどの場合にその確認申請書を見ることができるかという質問が出されました。行政側から、プライバシー等の問題があり申請書は見せられないが建築計画概要書は閲覧できるとの説明がなされました。

そのほか、今年度方針の運営委員会手引書の作成は是非やって欲しい、金沢区だけでも懇談会をやりたいという意見や、地元で発行する協定ミニコミ紙への財政援助と『建築協定だより』の季刊化の要望などが提出されました。財政援助については検討中であるが、季刊化については事務量的に困難であるとのことでした。

最後に「今日の話を一過性のものとしないで何らかの形で続けてもらいたい。」という参加者からの要望を集約として、C ブロックの懇談会を終えました。

『D ブロック懇談会』

D ブロックの懇談会は、竹内会長の司会の下に、保土ヶ谷、旭、港北の3区の8地区10人、4区の建築課長、建築指導部長及び事務局2人の合計18人の参加者を得て進められました。

司会の挨拶と出席者全員の自己紹介の後に懇談会に入りましたが、まず、違反に対する行政の対応について質疑が集まりました。

「確認申請をしないで違反増築した人に対し、運営委員会で指摘したが聞いてもらえなかった。区建築課ではどのように対応してくれるのか。」

「建築計画の段階で、高さの余裕が1cmしかないものがあったが、役所はどのようにチェックするのか。」

「協定上疑惑がある場合には、確認申請の閲覧ができるのか。」

運営委員長さんが、実際の協定運営の中で直面しているこれらの質問に対し、行政側から、それぞれ次のような回答がなされました。

「違反については、区の建築課に連絡していただければ現場調査を行い、是正指導をします。その中で協定についても指導します。」

「現場での高さのチェックは、通常目視で行っているが、疑惑があれば測定用具を使ってチェックします。」

「プライバシーの保護もあり、確認申請書の閲覧はできないが、建築計画概要書の閲覧ができます。疑惑がある場合は建築課へ連絡してもらいたい。」

次にどの地区でも懸案となっている穴抜け地・隣接地対策が話題となりました。

「穴抜け地も協定地と同じ扱いができないか。」「更新時に穴抜け地が出来る恐れがあるが、良い方法はないか。」など運営委員長さんから切実な声が出されました。行政からは「協定に準ずるよう指導しているが、限界がある。」旨の行政の姿勢と実情について発言があり、これを受け、司会の竹内会長より、桜台住宅地区での経験を踏まえて、隣接地主と定期的に接触を持ち協力依頼するなど各地区での自助努力の必要性が訴えられました。

その外、ワンルームマンション関連の質問などいくつか発言がありました。予定時間を超過したため、「協定地区の皆さんと区役所の皆さんが仲良く手を携えて、横浜市の住みよい住環境を守っていくという精神で今後もやっていきたい。」との司会者の集約をもって終了しました。

短時間でしたが、出席者の殆どの人が発言し、行政及び他地区の人々と意見交換できたことは、大変有意義でした。

幹事会報告と提案

鈴木副会長が総会で行った報告と提案を補足してまとめました。

1. 63年度活動報告

幹事会を6回開催し、活動方針に基づいて、次のような活動を行いました。

(1) 緑化問題への取り組み
「建築協定だより」第9号と第10号に関連記事を掲載し、特に第10号は緑化特集を組みました。この記事については、総会事前アンケートで「役に立つ」「役立つ」という意見をいただきました。また「建築協定だより」第10号で結果をお知らせしたとおり、年末から年始にかけて緑化についてアンケートを実施しました。



(2) 協定地区見学会の実施

今年10月22日(土)に協定地区の見学会を行いました。これは、普段なかなか個人では見られない協定地区を実際に見聞することによって、協定制度とその運営に対する認識を深め、同時に地区相互の交流を図るために行われたものです。

参加者は35名(地元14地区21名、幹事8名、行政6名)で、緑区・港北区の5地区(1. 美しが丘中部自治会建築協定 2. すすき野地区建築協定 3. あざみ野地区(第1)建築協定 4. 小池地区建築協定 5. 港北ニュータウン第1地区牛久保10丁目区建築協定)を見学しました。参加者からはもっと時間の余裕が欲しかった、もっとじっくり話し合いたかったなどの意見もありましたが、全般的には好評でした。

これについては、「建築協定だより」第10号で報告しています。

(3) 協定の制限項目の検討

幹事会において、検討を行い、一定の成果を得ました。この成果は今年度の活動に引き継いで行きます。

(4) 機関紙「建築協定だより」の発行

2回発行し、昭和59年の創刊以来10号を数えるに至りました。

編集方針の見直しを図るため、総会前にアンケートを実施しましたが、これによると、編集方針についての異論は出されず、ためになると評価も出されていました。そこで、従来どおりの方針を基本に、よりためになり読み易い紙面を作成して行きたいと思います。投稿などによる皆さんの積極的なご協力をお願いします。

(5) 協定運営細則等

総会前のアンケートにより細則等を送って頂いたのは7地区でした。市のパンフレットのひな型に沿ったものを作っているところがある一方、独自に基準を設けているところもありました。また、細則等を検討中という所もありました。

運営を円滑に行い、運営方針に繼続性を持たせると同時に、協定の民主的運営を図るためにも、運営細則等により運営方法をはっきりさせることは意味のあることではないでしょうか。また、これらをつくること自体が運営委員会の活性化に役立つとも考えられます。

2. 本年度の活動方針

今年度の活動方針が次のとおり決まりました。

(1) 緑化問題への取り組み

昨年度に引き続き、緑化についての情報の提供を中心として、緑化協定の検討も含め、緑化問題に取り組みます。「建築協定だより」でも折りに触れて、関連記事を載せて行きたいと思います。

(2) 協定地区見学会の実施

昨年度は、緑区及び港北区の協定地区について実施し参加者の好評を得、再実施の要望もあるので、本年度は南部方面について引き続き実施します。

実施にあたっては、昨年度よりも一般的な協定地区を選定し、じっくり見学できるように配慮していく予定です。

(3) 「運営委員会の手引き」(仮称)の作成

運営委員会の委員は持ち回りであることが多い、このためやっと協定制度について知識を得、運営についても要領が分かったころに交代となってしまうこととなり、運営のノウハウが蓄積されにくいのが実態です。

協定の条文の一般的な解釈についても、技術的・専門的な側面もあることから、経験がないと分かりにくことが往々起こります。また、従来から、運営細則等を作りたいが実例はないといった声もありました。

そこで、昨年度の協定制限項目の検討を引き続いて行い、その成果を取り入れながら、幹事会等での議論により運営委員会が協定を運営する際の参考となる手引きを作成します。

みなさんのご意見・ご協力により漸次充実させていきたいと思います。



質疑応答

<質問>

Q: 協定を変更・更新するときの手続きを教えてもらいたい。また、穴抜け地の権利者が後で協定に参加してもらえることになった場合、どのような手続きが必要か。



<回答>

A: 協定の変更は、権利者全員の合意による変更の認可申請が必要となります。更新の手続きは新規の協定締結と同じです。協定区域の追加は協定の変更にあたるので、法律上は権利者全員の合意を得て区域変更の認可申請を市へ提出することが必要となります。ただし、穴抜け地の権利者が加入したい場合は、協定書に権利者の合意の印をもつて市に提出していただければ、協定区域に準じた扱いを行います。

A: 2世帯間住宅については、基準法上の扱いは玄関1つとなっており、はっきりしております。ただし、協定上の扱いについては、独自の扱いを定めている地区もあり、その場合には、市へ連絡していただければそれに基づいて判断することになります。

A: 地元運営委員会より、区役所建築課又は企画指導課へその旨の申し出がなされている場合には、事前に運営委員会と協議するように指導しております。

A: 地域高齢による指導の変化はありません。現在は、最低敷地面積は原則として100m²とし、開発許可によって宅地造成する場合は容積率に応じて150m²、180m²等の指導を行っています。

A: 協定はあくまでも住民の意志に基づき締結されるいわば民事契約のようなものであり、建築基準法上100%同意が必要とされています。

A: 法的には穴抜け地に対しては効力は及ぼしません。しかし、協定地区の環境保全の面から、市としても協定の趣旨に沿った計画にしてもらえるよう建築主にお願いしています。

A: 事前相談があった場合のほか、関係業界に対する法律改正の説明会等、機会ある毎に建築協定のPRを行い、事前に地元等とよく相談するように指導しています。

Q: 2世帯間住宅の取り扱いについて混乱があるようと思うがどうか。

Q: 確認申込が提出された時に、地元と協議するように指導してもらうことはできるのか。

Q: 地域高齢の中で、宅地造成及び宅地分割についての最小面積の指導はどのように変化しているのか。

Q: 建築協定締結時の同意は、何故100%でなければならないのか。

Q: 穴抜け地に対しても、協定区域に準じて効力が及ぶという話を聞いたがどうなのか。

Q: 業者が穴抜け地でのアパート建設を地主に勧めている例が多く見られる。商売のために良好な住環境を壊していることに対して、役所としてどのような指導をしているのか。

—総会講演—

「緑とまちづくり」

—進士五十八氏—

(この記事は、総会での講演を要約したもの)

農大の進士と申します。よろしくお願いいたします。

私は造園学即ちランドスケープの研究をやっております。

きょうは、緑がなぜ大切なかということと、緑や水、ランドスケープの眼で車に当たることが皆さんの、地域でのコミュニティライフをエンジョイするために非常に有効な道具になるということをお話したいと思います。

それからもう1つは、毎日の生活の中で緑をどういうふうに使うのか、その知恵とか緑化のしかたについて、やや技術的でされども、1つのアイデアとして、申し上げたいと思います。緑というと、皆さんは即木だとお考えになると思います。緑化というと木を増やすんだ、というふうに考える。確かに横浜では、木を増やすという意味で木を増やすことも必要ありますし、緑化というのは、木に化かすと書きますから、木を植えて灰色の何かを隠すことも必要かもしれません。まゝそれも必要なことではありますけれども、それだけではないということを、きょう私は申し上げたいと思います。



その前にちょっと申し上げておきたいんですが、私は、文化というものは、そこの地域の自然・風土に対し人間が働きかけることだと思います。その働きかけ方の型(スタイル)を文化というわけですし、その働きかけた結果がその地域の風景という形で表れているんだと思います。これは、皆さんのお宅もそうだと思います。建築協定ということを皆さんは今おやりになっている。それは、ある種、自分の土地、自分の敷地に対する働きかけのひとつなんです。何となくライフステージが変わっていくのに応じて、あっちを直しこっちを直しているだけではなくて、建築協定ということをやって、きちんと環境の質を維持して、その環境を享受しながら豊かな生活を営もうという明快な意志をお持ちなんですね。そういう意志をもってやるのか、やらないのか。のんべんだらりと環境の変化・混亂に身を任せ行くか、はっきり考えて環境を位置づけ守るか。それが皆さん方と皆さんの横浜の文化だと思います。横浜のカルチャーはそういう横浜人の自然観や風景観、環境観の表現です。その横浜市民文化の結果が、横浜の町の風景に表れているんだと思います。

つまり、風景というものは、そこに住んでいる人自身の暮らしぶりや考え方、生き方を反映するものだと思えます。

私は「まちづくり」をPVESEMの5段階に分けて考えていますので、以下の5つに分けて説明してみましょう。

■ 機能性(安全で便利なまち) Physical

戦後間もなくは、まず食うことから始まりました。町づくりでいいますと、生産第一主義と安全で便利な町。便利さと工業生産のための基盤づくり——都市計画の事業でいうと、道路整備5ヶ年計画とか、港湾の整備とか、生産基盤に金を使うのを最優先する時代であったと思います。

産業道路がたくさんできて、物流が盛んになって、産業活動が盛んになった。しかし、人間は歩くにも下手すると難かれてしまう、ということをおきてですね、その結果、歩道橋というものをつくる。歩道橋ができる。最初のころは、これでやっと安全になった、と思っておりましたが、弱者にとっては大変だし、よくよく見ると不細工でみっともない。こうしてビジュアルな町、つまり目に映る環境としての町をチェックするようになってきたのです。

■ 視覚性(美しいまち) Visual

目に映る環境が、はたしてこれでいいか、不細工ではないか、みっともないか、という議論の結果、町はだんだん美しい町というものをを目指すようになったわけです。その点でも、横浜は全国に先駆けて頑張ったと思うとおもいます。横浜の閑内地区なんかは、この美しい町をいちばん早く実現した町だらうと思います。アーバンデザインということばで盛んにいわれたのは、私はこれだらうと思います。

ただ、私はそういう意味で高く評価しているのですけれども、横浜市のいくつかの研究会にもでておりますので、よく見てみると、閑内地区は確かに格好良くなりました、郊外地区ははたしてどうだらうか。横浜の裏へ回ると——こんなことを言つては失礼ですが、あんまり美しくない混亂した住宅開発がズーッと続いているわけですね。どうも顔だけはお化粧したもの、からだは傷だらけみたいな感じもしないでもないわけです。(笑)

建築協定だって同じことがいえるかもしれません。皆さんのように建築協定を守って頑張る人もいる。そういう地区だけは非常にきれいなんだけど、その脇から、あるいは駅に行く途中とか、あるいはさらに駅から遠ざかる協定地区でないところへ行くと、とたんに汚らしくなるというようなことがあって、単に自分のところだけをやるんではダメで、それを少しづつ広げていかないと、やはり一人前に美しいとはいえないだろうと思います。

と同時に、顔の表だけをお化粧するのがほんとうの町づくりかということも考えていただかないといけないだらうと、私は思っています。

つまり、100年たっても、風雨に曝されても、表面は確かに多少の凹凸や風化されたところが出てきても、それはエイジングの美、時間がたったことの美しさですね。今、明治建築ブームで、盛んに保全策が講じられております。横浜市も積極的にそれを進めになっているわけですが、なぜ明治建築がこれまで保全されて、みんなが懐かしく、あるいは文化財として認めていくのか。それは、横浜の閑内地区にある、県庁も含めたたくさんの明治・大正といった昔の建築は、石材でも何でも本物なんですね。それが、時間の重み、エイジングを刻みながら、ある風格を出しているんだだと思います。

ところが、今つくっているアルミや鉄、タイルのうすっぺらなのを張った建築はどういうことになるのかな?と思うんです。これはわが家も含めてですが、壁材だって、ベニヤ板を張っているだけだったりするわけですからね。

皆さんのお宅も、たぶんもうハイカラな洋風の家だらうと思いますが、私はときたまこんなことを思うんです。洋風のものは、全部、きれいに、真白に、壁紙で張ってしまいますね。それで柱がどこにあるかわからない。和室がどこなく落ち着くのは、柱が出てるからじゃないかと思うんです。つまり、天井をこの柱が支えているということを、動物的な

プロフィール

1944年4月1日、京都市生まれ。東京農業大学造園学科卒業。東京農業大学農学部造園学科教員/農学博士。日本造園学会理事、日本都市計画学会評議員、ヨコハマ街などの景観コンクール審査委員他、国県市各種審議会委員など。著書、『緑とまちづくり』(学芸出版社1987)、『緑からの発想』(思考社1983)など。

本能を感じているんですね。目に映る風景としては、壁紙でスッとスッキリしているほうがスマートですね。柱がないほうがスマート。ところが、動物的には、柱があって支えているという、構造材の力を何となく感じるほうが安心できるのではないかと思うんです。

私ども人間というのは五感を持っています。視覚、聴覚、味覚、触覚、嗅覚ですね。人間の環境に対する感じ方、つまり環境の状態を受容する器官は目が圧倒的です。だから、視覚的なものをコントロールすると、だいたいごまかせるわけです。しかし、ほんとうの環境は、それ以外の五感を全部満たすべきなんだと思います。人間が動物として感じる——さわったり、寄りかかったりする、そういう感覚をだいじにすべきではないんでしょうか。

■ 自然生態性(自然があつて

生きられるまち) Ecological

ほんとうの環境づくりとしては、自然がやっぱりある程度あるということです。これはもう、私は造園家・緑屋だ。特にいうのかも知れないのですけれども、生き物としての人間の環境づくりの根本であります。われわれ人間は自然によって生かされているんだと思います。皆さんが盛んに緑というのは、まさにこの一点からだと思うんです。

自然というものの見方には、いろいろあるだらうと思います。グリーン(Green)ということばは、アーリアン語でガラ(Ghra)というのが語源であります。これは、成長するという意味です。ですから、横浜スタジアムの人工芝はグリーンではありません。なぜならば成長しませんから。死んでるんですから、あれは、プラスチックです。つまり、ほんとうの緑というのは、それこそ呼吸をして生きていて、花を咲かせて実を生らせ、虫や鳥を呼ぶ生き物であります。つまり生命あるものを大事にする社会、これが、私は緑の町づくりというというときのだいじなポイントだと思っているわけでなければいけない。例えば便利だから、肥料も農薬もかけなくてもいい。人工芝を張っておけばいいとか、スーパーなんかがプラスチックのアイビーやポストを下げていたりしても、決してそれは緑の町づくりではない。そんな贋物環境が多すぎると思うわけです。

これは水でも同様です。グルグル、ポンプの中を循環しているような水、泡が立って腐っているような水を回っていて、親水空間なんてとんでもない。おこがましいと思うんです。

基本は、やはり、生物と共生する緑であり、生きている水、つまり魚が棲めるような水、飲める水でなければいけないと思います。

これからは美しいだけでなく、エコロジカルな町づくりを考えなきゃいけない。『生き物が生きられる水と緑の町づくり』です。親水とか緑化ということが盛んにいわれて、横浜市も力を入れてやっておられます。これを、エコロジーの考え方で、本物にしてゆくということです。

都市の小河川は、ちょっと降った雨で水が溢れてしまう。都市洪水が起こる。これは、上流部の森や林だった透水面をアスファルトなどで全部塞いでしまったからです。あるいは、建物で覆ったからです。これもまた、人が住むためにはしょうがないのかもしれません。しかし、この間の「みどりの日」にUHF(テレビ神奈川ほか)で「コンバストU」というのがありますと、ときどき私もお手伝いしていまして、今年は緑化協定の話をやれと言われました。しかし私は、緑化協定の

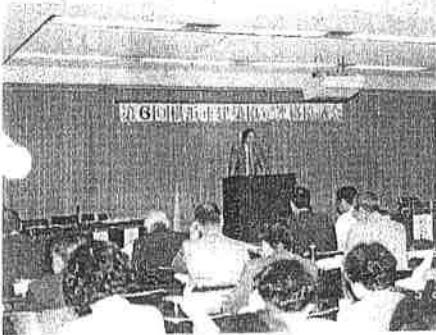
話に「エコロジカルガーデンからエコロジカルシティへ」という話題を加えまして、私の家の庭を取材してもらいました。私の家では、毎日出てくる生ゴミを庭の端から埋めることにしているんです。皆さん方のような大邸宅ではありませんから、庭はまったく自然放置状態に近い。樹木だけは、私も造園家ですから何十種類も植えていますけど、石組みがあったり、池をつくって燈籠を置いていることはしていません。

私は、21世紀の庭園は、生ゴミを埋めて、土に戻す庭園だというのが私の主張なんです。エコロジカルな視点からです。生ゴミの処理のために市はどれだけ予算一税金を使っているでしょうか。みんなから収集した生ゴミは乾いていませんから、燃やすのにたくさんの燃料を使います。そして大気汚染を起こすわけです。

一家4人の生ゴミですと、2~3日分でせいぜいバケツ1杯程度。それを庭に端から埋めていますと、2~3週間すると一巡りして、その頃は土に戻ってくれるんです。深さ1尺ぐらいの穴に埋めて、その上に少し土を載せておきます。腐る途中で穴を掘ると、やっぱり臭いです。しかし、完全に腐るまで放っておくと臭いが土の中で吸収され、臭いは消えます。ですから、生ゴミを埋めたって、ちょっと臭くはありません。

初期のころはやはり腐りが遅かったです。バクテリアの量、土地の吸水性が悪いのか。だけど、今はもうちょうど10年ぐらいになりますが、ほんとに早く腐って土に戻っています。土はホカホカで、我が家に降った雨は全部わが庭に浸み込んでくれます。

つまり、生ゴミで、市に世話をならないで、環境を汚染しないで、なおかつ透水性の向上に寄与する。透水性があがれば庭の植物の成長を助け、都市洪水を防止し、環境気候を改善する。一戸だけでは微々たるものですが、一街区が「エコロジカル・ライフ・スタイル協定」を結べば、よりよい環境にすることができるわけです。



私が申し上げたいのは“緑”ということばは、決して樹木だけではなくて、鳥や小動物も、あるいは土の中のバクテリアやダンゴムシやミミズもみんな一緒に有機的な生き物ネットワークをさすんだということですね。そういう緑が、快適な環境をつくってくれ、教育的にもまた大きな意味を持つんだと思います。

私の長女はいま高校生ですけれども、小学校6年のころから私が刈込んだ後片づけを手伝わされています。私の家は公園に隣接しているんですが、公園側の生け垣はサザンカを植えましたので、チャドクガが出て。これに刺されると痒いんですね。そこで、私は、「おまえの同級生はこんな痒さを一度も味わったことがないんだから、おまえ、感動しろよ」と。(笑) そうなんですよ。きれいな花には虫がいるとか、刺があるとか、そういうチャドクガがいるってこと、そういうことも含めて、また別に命に別状はないんですから、そういう体験を子供のころにさせるべきだと思います。それで初めて、人間が生活しているということがわかるんです。

環境というのは、花だけとかおいしい実だけではないんで、

建築協定だより

それを食べる虫もいるわけです。それがはじめて野鳥も生きて行けるわけです。鳥だけかわいい、毛虫はいやだ、というのではなくておかしいわけです。私だって毛虫はあまり好きじゃありませんけど、そういう仕組だということが全体としてわかる。これも大切な教育ですね。

住まいというのは、単に寝る場所ではありません。一杯飲んでテレビを見るだけの場でもないと思うんです。住まいの根本には子供や孫が育つ環境という側面があると思うんです。そして、それはずっとその地域で安定して維持すべきものです。そういう環境をつくるためにこそ、又、その環境の質を守ろうとして、こうやって皆さん協定をつくって頑張っておられるんだろうと思うんです。そういう意味で、自然があつて生きられる町ということの意味を、いろんな面から考えていただきたいと思います。

以上のこととは、環境庁編、「環境にやさしい暮らしの工夫」(大蔵省印刷局発行、平成元年5月、1550円)に私も委員で参加したので詳しくでていますから、ぜひ読んで実践して欲しいと思います。

■ 社会性・時代性(地域らしさ) Social

次は地域らしさのあるまちです。地域らしさというのには、いろんな素材がある。自然や歴史や文化は、その地域の地域らしさを示してくれる最大のものです。

新しい分譲地で、まったく地域らしさがない、とおっしゃる方もおられると思います。しかし、それだって、いろんな工夫ができるわけです。

たとえば、この間、「コンパスU」の番組で取材された今宿の町内のお話なんかを伺っていると、通りによって街路樹の種類を変えている。これは、デベロッパーが一時期盛んにやったのですが、何か樹種を通りごとにそろえようなんていうのは、最も単純な方法です。それでも、上手にらしさを生み出せるわけです。

もちろん、それ以外にもいろいろ工夫がある。

皆さんのお宅、1軒1軒の外構、外囲いをどうするか、もそうです。石積みに、どこかしきもシバザクラを植えてやればいいへん楽しく、親しみ易い通りができる。何の変哲もない分譲住宅地のある通りが、華やかに、あるいは楽しくなる、そういうアイデアをみんなで出しあえばよいと思います。

お手もとの、「ヨコハマ街などの緑賞」というパンフレットを、ごらんいただきたいと思います。横浜市緑の協会でやっているコンクールです。私も審査員をさせていただいているんですが、皆さんがつくり育て、地域の人々に潤いとやすらぎを与えていたる緑を表彰しようとするものです。

あるお宅が花いっぱいで美しい庭づくりをしましたら、これに触発されて、その通りの5、6軒がみんな美しく緑化し地域ぐるみ表彰したことがあります、これが究極の目標ですね。

つまり地域らしさというのは、そうやって市民参加の運動として、あるいはコミュニティ・ライフのある種の楽しみとしてやるべきものであろうと思います。

昔の農村というのは、そういうふうにしていたんですね。道普請をやったり、川敷をやったりしましたが、必ず作業のあとに一杯飲む宴がセッタれていた。みんなのレクリエーションです。緑をそだてる、あるいは緑の手入れなんていうのは、まさに楽しいレクリエーションでなければならないと思うんです。

■ 精神性(ふるさと、わが町を実感できるまち) Mental

わが町意識を持つ。自分の町だという実感がもてるような町をつくる。これには、ほかの町とは違うという、ある種の差別化、個性化が求められるわけです。

ただし建物自体があんまり張り切って目立ちすぎるのはよくないと思うんです。昔の大工さんじゃないけど、ある地域はみんな同じようなもので揃っているほうがいいというのが、私の持論です。建物がそれぞれに裸で目立ちすぎると町並み風景が混乱して見えるわけです。町の風景は、同じものがそろいすぎるほど退屈になります。統一がすぎても退屈になる。しかし、多様性がありすぎて1軒1軒みんな違う、ある家はスペイン風。ある家はアメリカのコロニアルスタイル、ある家は中国の合戦造りといんじゃないでしょうか。多様性がすぎると混亂する。そのちょうど間に多様の統一があるのだろうと思います。

特にこのときに、人工景観である建築と緑との違いを申し上げたい。緑は1本1本みんな違う樹種でありましても、緑という意味と色彩で統一があるんです。ですから、好き好きにいろんな樹木を植えていただいて大いにけっこうなんですね。それでも、全体として見たときには緑で統一されていていいへん落ち着いた町並みをつくれる。

生け垣だってそうですね。いろんな種類がありますから、組み合わせたらいい。冬、寂しい風景の中にピラカンサの橙色の実が生っている。私が住んでいる南林間にもナンテンで生け垣をつくっている方がいる。ナンテンなんて、普通生け垣には使わないのですが、昔から庭に一株は植えた。災難を転ずるというのですね。それでやつてみると、次々に違うものが来る。そこを通るのも楽しいんですね。できれば、高さはそろえたい。統一感と多様性、楽しさというのが両方ある。とにかく緑で包むと、ある種の統一感とおちつきが出来ます。

住宅地感というものは、元来、ほんとうにそこで寛ぎ、安らぎ、人間自身心が解放されて、ふるさと感がもてるものであるべきです。

緑化は、緑化協定があって役所からいわれたからやることではなくて、花や木が好きだし、楽しいし、緑を手入れする中で非常に健康にもなるし、できればお隣と同じ日にいっせいに刈り込めば、みんなでワイワイやりながらできるし、切った枝を市が持っていくてくれるということもあるじゃないか、と。私は、それを緑の町づくりボランティア活動といっているんですが、個々の住居はもちろん地域の公園なんかも大いに使い込み、みんなが会う場を楽しく生きがいのチャンスにかえることによって、コミュニティを育していく。緑のまちづくりの最後のねらいはそこにあります。

緑化は、目的ではありません。手段なんです。町づくりという、楽しく有意義に暮らすというライフスタイルを完成するための手段、これが緑だと思っていただきたい。どうも緑化というのを義務的と考えると、何でオレがそんなことをやらなきゃいけないの、市に税金を払っているんだから市がやればいい、となるわけですが、私はその逆だと思います。緑化ぐらいは市民の手にとり戻さなくてはならないと思います。

今、小学校の1年生は、夏休みの宿題でアサガオの栽培を義務づけられています。だから、植物に対する関心は子供のころからあります。老人は盆栽でやれる。老若男女みんなで、地域を出て、めったにコミュニティには出てこない男性も出てもらう、みんなの接着剤として緑は有効です。来年の緑化コンクールを早速目指していただきはどうでしょうか。楽しい、豊かな表情を持った町を皆さんでぜひ頑張っておつくりいただければと思います。どうもご消膳ありがとうございました。(拍手)

阪急桂南住宅地区建築協定(京都市)

—他都市シリーズ(第4回)—

今回の他都市シリーズは、昭和62年度まちづくり功労者として建設大臣から表彰を受けた京都市西京区の「阪急桂南住宅地区建築協定」を取り上げました。事務局が京都市役所に出席した機会を利用して、運営委員長の藤田吉三郎さんを現地に訪ねて、お話を伺いました。京都市役所で受けた説明も交えて紹介します。

京都市では、昭和48年の初認可以来、34件の協定が認可され、現在26カ所の協定地区があります。このうち既存住宅地の住民発意によるものが8カ所と3割以上となっていますが、郊外の住宅地のものが大半で都心部とその周辺のものは余りありません。

今回訪ねた阪急桂南住宅地もこうした郊外住宅地のひとつで、桜離宮の南約1.5kmに位置しています。

通過交通のない幅員6mのゆったりとした区画街路と自然石の石積で仕切られた60~70坪の宅地で構成された静かな住宅地で、地区の印象を一言で言えば、大変落ち着いているということでしょう。年月を経て、それぞれの建物とその周りの植栽や生け垣が住む人の人柄を滲ませているかのようでした。宅地の石積に組み込んだ植栽は横浜へ引掛けないもので目を引きましたが、京都付近では一般的なものとの話でした。



この住宅地は、昭和35年~36年頃、阪急電鉄が京都線を延伸する際に、四条大宮、四条河原町間地下鉄工事の土砂を利用して造成し、昭和43年に売り出したものです。当時は、街灯もなく、勿論電話も無く、道路は荒れ、そのうえ外からの自動車が40~50台も不法駐車するという懸念でした。藤田さんはこうした問題に対処するため、まず自治会づくりを手がけ、自治会活動によって一つ一つ解決していきました。この時にまちづくりの下地ができて行ったようです。

建築協定締結の契機となったのは、販売時の1区画一戸建てという特約が破られ、6区画に12戸の建物が建てられたことでした。周辺の住民から問題の指摘があり、京都市役所に相談したところ、たまたま昭和47年に建築協定条例を制定していた京都市から協定締結を勧められました。準備委員会を結成し、建築協定内容を検討し、アドバイスを受けていました。

シリーズ

まちづくり散歩

—二俣川第3団地建築協定地区—

昨日の台風が嘘のような暑ひとつない夏空となり、気温は30度を超えるような暑さであった。

8月7日午後、私は、全身汗だくになりながら二俣川第3団地建築協定地区を訪問した。

そこは、夏も競りだというのに、風が涼しく、まるで緑の中に住宅が建っているといった風景であった。

住宅地の周りは緑に囲まれ、家々には、緑が溢れ、道路まで覆っている。

あたりを歩いていると汗が噴き出してきたので、道端



分割された敷地に建った建物

シケートを行った結果全員の賛成を得ました。しかし、実際には、役所に提出する書類を揃えるのに大変骨が折れたようです。300人を超える権利者の同意を集めることは並大抵ではありません。そのうえ、京都市では、合意が真正のものであることを確認するために、土地の登記簿謄本のほか印鑑証明を必要申請書類としているので、北海道から四国・九州まで散在している土地の所有者から、これらの書類等を揃える苦労には計り知れないものがあります。また、外国に住んでいた方は大使館で印鑑証明を受けて送ってきました。それまでは、在外日本人の印鑑証明を大使館が発行しているとは知らなかった藤田さんは、特命企画大使の特大の角印を押した大きな用紙にびっくりしたとエピソードを語ってくれました。お話を伺っていて、謄本や印鑑証明まで必要とする書類を無事集められたのも地道にまちづくりに取り組む藤田さんへの信頼があって始めて可能になったんだろうなという思いを強くしました。

こうして、昭和50年2月、京都市長から協定者数321名、面積51,841m²の協定の認可を受けました。この協定では用途制限を一戸建て住宅としていたので一区画に一戸の建物しか建たないと考えていました。その有効期間10年の間に再度敷地分割が起こっていました。そこで更新時に、最低敷地規模120m²の制限を付け加えました。

現在の協定は、隣接して開発された地区を一部取り込んで昭和60年に更新拡大し、協定者328名、面積54,968m²となっています。制限の内容は、用途は一戸建専用住宅と一定の兼用住宅、階数2以下、軒高6.5m以下、外壁面北側方向1m、その他の方向0.5mとなっています。

自治会の区域が協定の区域と同じなため、協定運営委員会は協定締結の主体となった自治会におかれていますが、財政的には別会計にしています。運営については運営要綱を作成しており、これによれば年間300円の会費を徴収することになっていますが、実際には始めに集めただけの額で間に合わせているとのことでした。注目されるのは、運営委員会で1年の建築動向等をまとめた経過報告書を年1回出し、地区外居住者も含めて土地の所有者全員に配っていることです。運営費の殆どは地区外居住者への郵送代

だそうです。

京都市の建築協定の特長の一つは、その運営方法です。建築計画が協定に適合しているかどうかの審査も地元の運営委員会で行い、運営委員会の承認印がない確認申請は受理されないシステムになっています。桂南住宅地区もその例外ではなく、確認申請と同一の図面の提出を求める、委員長自らが審査を行っています。勿論、微妙なものについては、運営委員会を召集したり、行政に相談したりはしているそうです。こうしたシステムが成立するには全ての協定地区に運営委員会が存在することが必要ですが、京都市の場合、初期の建築協定は住民発意のため運営委員会が組織されており、最近の1人協定で運営委員会のない地区についてはディベロッパーがその代行をしています。こうしたシステムの中で、藤田さんが特に重視しているのは、審査の公平性です。自治会の役員だから、よく知っているからまけてくれとの話もあるけれども、これだけは断っているそうです。申請図面を現場で変更して作ってしまった出窓を取り壊して貰った例もあるそうです。一度まければ、なし崩しになるのは、目に見えたことだということでしょう。

こうした努力の結果、13年間に100件以上の新築・増改築があったものの、1カ所の敷地分割を除いて、特にトラブルもなく済んでいるとのことでした。

横浜では、地価高騰の影響か所謂2世帯同居住宅が増加し、建築協定の取り扱い上問題になっていることを紹介し、京都の実情を聞いたところ、桂南住宅地ではそのような話は一件もないとのことでした。また、市役所でも同様の答えでした。今後、京都でも問題になって来るのか、横浜あるいは首都圏に特有のことなのか関心を引かれました。

最後に、京都市役所で聞いた話を二つ紹介します。一つは、昨年、市内の建築協定運営委員会が集い懇談会を行ったことです。連絡協議会設立の話もあるそうです。懇談会の席上、協定の運営の手引書が欲しいとの話になり、京都市役所でも検討を始めているとのことです。ご承知のとおり、当協議会でも手引書の作成を今年度の活動方針にしています。やはり、協定の運営について苦労しているのはどこでも同じなのだと思うと同時に、運営の手引書の必要性を再認識しました。

もう一つは、現在認可申請中の協定のことです。この協定の地区は、市役所のすぐ近くの市街地で、まだ町屋が残されているところです。マンション建設反対から始まったとのことです、京都らしい伝統的な建物が残る地区での建築協定として注目したいところです。ただ内容的には、直接、町屋を保全していくといった内容ではないそうですが、町並みが均一化しがちな今日、建築協定制度の新しい活用方法の芽となる可能性もあるのではないか。が、自分達の都合で、乱開発を繰り返し、緑を破壊し、子供の遊び場所をなくしていったからであり、このような環境を造ったことを、大人は反省すべきである。

緑は、人間に人間としての潤いと安らぎを与える、健全な肉体と精神を育てていく源である。

そんな緑を、大切に守り、育てているのが、二俣川第3団地建築協定地区の人々である。

今回の「まちづくり散歩」は、今年度の継続的活動方針である緑化に関する、第2回ヨコハマ街かど緑賞を受賞した二俣川第3団地建築協定地区を取り上げることにしました。

二俣川第3団地建築協定地区は、横浜市の郊外、旭区の北に位置し、相模鉄道二俣川駅からバスで20分ぐらい



にある木陰で一休みした。子供達の歓声が聞こえてくる方向を見渡すと、庭先で楽しそうに水遊びをしているのが見えた。市内にも、まだこんな所があったのかと、懐かしくさえ思え、ふと、自分の子供のころを思い出したのであった。最近の子供達は、夏休みだというのに、外で遊ばないで、冷房の効いた家の内で、テレビゲームで遊ぶことを好んでいる。子供が外で遊ばないのは、大人達

※※※ 第11号 [8]※※※

の所にある。

ここは、かつて山林であった所を、昭和40年代から大手ディベロッパーが、計画的に大規模開発を行った造成地の西の端に位置し、風致地区に指定されていたこともある。緑をふんだんに配置した街づくりが行われている。



そして、ここに移り住んだ人々が、その緑を大切に守り、育てているのである。

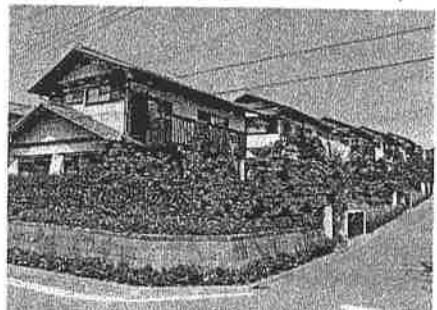
それは、昭和57年に認可された二俣川第3団地建築協定書の中に盛り込まれている「緑化促進の努力義務規定」にもあらわれている。

二俣川第3団地建築協定第7条第5号によると、「本協定区域内の緑化のため、合端（アイバ：擁壁と道路の間の植栽部分）の灌木、生垣、宅地内主木等の保護育成に努めるものとする。」と規定されている。

374もの宅地を抱えるこの地区も、建築協定の認可当時は50数世帯で、空地も多く、地肌もめだったが、今まで

は、ほとんどの宅地に建物が建ち並ぶ住宅地としてできあがっている。

宅地の擁壁の足もとに植栽が施され、コンクリートの冷たい感じを和らげており、そして、この植栽の手入れが行き届いている。



また、各々の住宅の門柱の脇には、シンボルツリーを植栽するスペースが設けられており、そこには、それぞれ個性のある木々が植えられている。

あるお宅ではここを小さな竹林にしていて、一風変わった風景を醸し出している。同じ木を規則正しく植えている街とは違って、かえって緑の美しさや自然さを感じさせられた。

とかく、日本人は、境界を明確にするため、道路とか隣地の境界線には、塀とか柵を設けることが多いが、ここは、殆どが低木の生垣と少し大きい木々に囲まれているだけである。

道路境界に植えられた木は、成長すると、道路に陰を落とし、特に夏の暑い日などは通る人に格好の木陰を提供する。

そういった点からも、緑を上手に育てているなと感じた。

しかしながら、残念なことがひとつあった。それは、この住宅地に建っている学校とか消防出張所がまわりに鉄やコンクリートの塀や柵を設け、コンクリートの外壁をむきだしにし、周りの環境を配慮しない建物となっていることである。

確かに、鉄やコンクリートの塀や柵があるほうが管理はしやすいかもしれない。しかし、少しの労力を惜しんでいては、緑も育たないし、子供の教育もできない。

一生懸命緑を守り育てるために活動されている住民のためにも、塀や柵を緑の木に変えてほしいものである。

今度は5月の花の咲くころ、そして、何年か後にもう一度、今の緑が大きく育ち、自然の緑となったころ、訪れてみたいと思いつつ、この街を後にした。

（記 菅井）

◀ 建築協定連絡協議会幹事一覧 ▶

役職名	氏名	地区名	電話
会長	竹内良夫	緑区桜台住宅地区	[REDACTED]
副会長	佐藤鉄雄	港北区港北NT	[REDACTED]
副会長	鈴木 稔	金沢区西武金沢文庫	[REDACTED]
幹事	山内武男	緑区美しが丘中部自治会	[REDACTED]

役職名	氏名	地区名	電話
幹事	大上秀雄	緑区すすき野地区	[REDACTED]
幹事	小林銀三	港南区日の峰地区	[REDACTED]
幹事	徳原喜六	戸塚区鳥が丘住宅地	[REDACTED]
幹事	原 秀夫	栄区掛台自治会	[REDACTED]

—お知らせ—

◀ 「運営委員変更の届出」等について ▶

運営委員長、運営委員、協定により配送先が変更になった場合は、建築局企画指導課まで届け出てください。この届け出がありませんと市役所・区役所との連絡に支障をきたすことになります。届出の様式は決まっていませんので、葉書でも結構です。建築協定名（できれば市で付いている整理番号も）、運営委員長等の氏名、住所、電話番号をお知らせください。協定によりの配送先の届け出については、必要な部数もお書き添えください。

なお、正式な運営委員会が設立されていない地区については、協定上の問題が万一起こった場合に支障がありますので、是非設立されるようお勧めします。

◀ 建築協定の勉強会・説明会にスライド・ビデオをご利用ください ▶

「建築協定をつくりたいんだけど」「でも、よく分からぬ」「勉強会をしましょうか」。そんなときにご利用いただけるよう、スライドとビデオを貸し出しています。仕様は、カラースライド音声同調方式18分。ビデオは

VHS方式でシナリオはスライドと同じです。内容解説のパンフレットもありますのでご相談ください。

この「建築協定だより」についてのご質問・ご意見については、事務局の横浜市建築局企画指導課（☎671-2932・2933 ☎231 横浜市中区港町1丁目1番地）までお寄せください。



住まいに関する

あらゆる情報がいっぱい！

- 建てかえゾーン《増改築》
- 住みかえゾーン《不動産・街づくり》
- 家づくりゾーン《新築・設計》
- 外まわりゾーン《エクステリア》
- 幕らし方ゾーン《その他》

住まいの未来、感じてください。

よこはま
住宅フェア

11/2木～5日

横浜スタジアム前広場

午前10時～午後5時入場無料

お問い合わせ

よこはま住宅フェア実行委員会事務局

〒231 横浜市中区山下町1番地

シルクセンター3階

PHONE 045-681-3315